

～書類規約一部変更のご案内～

原付車両(125cc以下)は書類の提出がなくなります!!

会員の皆様におかれましては日頃よりご愛顧いただき誠に有難う御座います。

この度、私どもアライバイクオークションにおきまして、成約車両の書類規約を一部変更いたします。ご理解ならびにご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

平成24年4月3日(火)より変更!!!

規約変更 第八章 書類規定 第32条(車両の移転登録・抹消登録)

【変更前】 4. 軽2輪(126cc～250cc以下)については、必ず返納証明書にて提出することとします。
また、原則として小型(125cc以下)並びに原付(50cc以下)については、盗難抑止として廃車証明書もしくは譲渡証明書の提出を基本とします。但し、書類提出有無に関わらず、万が一、廃車手続きが完了されてないと判明した場合、ペナルティとして5千円を出品者に科すものとします。



【変更後】 4. 軽2輪(126cc～250cc以下)については、必ず返納証明書にて提出することとします。
また、小型(125cc以下)並びに原付(50cc以下)については、書類の受渡しをしません。
万が一、書類提出期限(オークション同週木曜16時)を過ぎ、廃車手続きが完了されていないと判明した場合、ペナルティとして1万円を出品者に科すものとします。

上記変更に伴い、第十章の[II] 裁定(クレーム)規定 第6条 における、下記部分に変更となります。

◎原付未廃車成約によるペナルティ 【変更前】 5,000円 ⇒ 【変更後】 10,000円